

川崎市立多摩病院に対する立入検査の結果について

平成29年1月に発生した川崎市立多摩病院における「透析薬誤投与による患者死亡事故」について、当該病院が医療法で義務付けられている「医療事故調査・支援センター」（以下、「センター」という。）への医療事故の報告が行われていなかったことが本年3月3日に判明したことから、医療法の遵守徹底を図るため、当該病院に対して医療法第25条第1項に基づく立入検査を3回実施しましたので、その結果についてお知らせします。

1 立入検査の目的

次の2点の確認を目的として、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき当該病院に対して臨時で立入検査を実施しました。

- (1) 医療事故対策及び医療事故報告に係る事実確認
- (2) 再発防止策等の実施状況の確認

2 立入検査日時

令和7年3月13日 13時30分～16時 第1回立入検査

令和7年3月27日 13時～15時10分 第2回立入検査（追加聞き取り）

令和7年5月 1日 10時30分～10時50分 第3回立入検査（改善状況確認）

3 立入検査において確認した事項

- (1) 本死亡事故を含むすべての死亡事例について、院内での報告や検討が適切に行われていることを院内の規程、記録及び職員のヒアリングから確認しました。
- (2) 本来、センターへの報告に当たっては医療法に基づき遺族への説明をすることとされていますが、当該病院が本死亡事故をセンターに報告しなかった理由として、不要である遺族の了解を得ることが必要だと認識していたことを院内の記録から確認しました。
- (3) センターに未報告の医療事故は本死亡事故のみであり、本件についても発覚後、令和7年3月11日に報告済みであることを院内の記録から確認しました。

なお、本死亡事故以外は適切にセンターへ報告されていたため、遺族了解の有無については確認する必要がありませんでした。

- (4) 医療事故の報告に係る院内規程は定められていましたが、その中の「患者死亡時の対応フロー」（以下、「フロー」という。）において、本来はそれぞれ独立して判断すべき医療事故調査制度に基づくセンターへの報告と医師法に基づく異状死の届出の流れが混在していました。その結果、死亡事例についてはすべて医療事故調査制度の対象か

検討すべきところ、医師法に基づく異状死の届出を行って警察対応となった場合には、検討の対象外となる不正確な記載があることを確認しました。

- (5) 新たなチェックリストの作成やシステム改修といった再発防止策が講じられているとともに、これらがマニュアル化されて職員に周知されており、適正に運営されていることを確認しました。

4 指導事項

院内規程中のフローについて、医療事故の報告に当たって遺族の了解を得る必要はないことや、医療事故調査制度と医師法に基づく異状死の届出とは切り離して判断するといった医療法の規定に沿った内容に速やかに見直し、院内に周知することを令和7年3月26日付けで文書により当該**病院長宛て指導**しました。

5 改善状況等

当該病院長から令和7年4月8日付けで、フローから異状死の届出の部分を削除し、医療事故の報告に当たって遺族の了解は不要であり、死亡事例はすべて医療事故調査制度の検討対象とするといった修正を行い、院内に周知したとの**改善報告書が提出**されました。

令和7年5月1日に実施した**第3回立入検査**において、院内規程中のフローが修正版に差し替わっていることを確認しました。

6 今後の対応

- (1) 市立多摩病院に対して、定期立入検査を通じて**医療事故がセンターへ適切に報告されているか**を院内の規程や職員のヒアリングによって改めて確認し、強く再発防止を促してまいります。
- (2) 同様事例の未然防止のため、医療事故調査制度の適正な運用について、**市内関係団体に対する通知の発出**や医療機関への定期の立入検査を通じて**注意喚起**してまいります。

問合せ先
川崎市健康福祉局保健医療政策部
医事・薬事課 田中
電話 044-200-2425